

自動化設備規則

規則

2019年 第1回 一部改正

2019年12月27日 規則 第95号

2019年7月22日 技術委員会 審議

2019年11月6日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2019年12月27日 規則 第95号
自動化設備規則の一部を改正する規則

「自動化設備規則」の一部を次のように改正する。

2章 自動化設備の検査

2.1 一般

2.1.2 検査の時期*

(2)(c)を次のように改める。

検査の実施時期は次の(1)又は(2)の規定による。ただし、登録規則2章の規定により登録を受ける設備に関する検査については船級検査の時期に行う。

(1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。

(2) 維持検査は、次の(a)から(d)に掲げる時期に行う。

((a)及び(b)は省略)

(c) 臨時検査にあつては、定期検査及び年次検査の時期以外であつて、次の i) から iii) のいずれかに該当するとき。検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

i) 設備の重要な部分に損傷が生じたとき、又はこれを修理若しくは新換するとき

ii) 設備の改造又は変更を行うとき

iii) その他、検査を行う必要があるとき

(d) (省略)

附 則

1. この規則は、2019年12月27日から施行する。

自動化設備規則検査要領

要
領

2019年 第1回 一部改正

2019年12月27日 達 第63号

2019年7月22日 技術委員会 審議

2019年12月27日 達 第63号
自動化設備規則検査要領の一部を改正する達

「自動化設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2章 自動化設備の検査

2.1 として次の1節を加える。

2.1 一般

2.1.2 検査の時期

規則 2.1.2(2)(c)にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

附 則

1. この達は、2019年12月27日から施行する。